（応用地理部に置く課）

第五十五条　応用地理部に、次の三課を置く。

企画課

地理調査課

地理情報処理課

（地理調査課の所掌事務）

第五十七条　地理調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（削る）

一　地理調査を行うこと。

二　地理に関する研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

三　地理に関する調査図及び局地図の作成に関すること。

四　（略）

五　沿岸海域基礎調査に関すること。

六　第一号及び前二号に掲げる調査に関する研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

（削る）

七　第一号、第四号及び第五号に掲げる調査に関する機械器具の開発、改良及び研究を行うこと。

八　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、測量その他の国土の管理に係るものに関すること（環境の保全及び災害の防止に資する地理調査に関連するものに限る。）。

○国土交通省令第二十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定でこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（応用地理部に置く課）

第五十五条　応用地理部に、次の三課を置く。

企画課

環境地理課

防災地理課

（環境地理課の所掌事務）

第五十七条　環境地理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全に資する地図等及びその数値化情報の収集及び処理に関すること（企画課及び環境地理情報企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　環境の保全に資する地理調査（以下「環境地理調査」という。）を行うこと。

三　環境の保全に資する地理に関する研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

四　環境の保全に資する地理に関する調査図及び局地図の作成に関すること。

五　（略）

六　環境の保全に資する沿岸海域基礎調査に関すること。

七　前二号に掲げる調査に関する研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

八　第一号に関する調査及び研究を行うこと。

九　第二号、第五号及び第六号に掲げる調査に関する機械器具の開発、改良及び研究を行うこと。

十　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、測量その他の国土の管理に係るものに関すること（環境地理調査に関連するものに限る。）。

（地理情報処理課の所掌事務）

第五十七条の二　地理情報処理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全及び災害の防止に資する地図等及びその数値化情報の収集及び処理に関すること（企画課及び環境地理情報企画官の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

二　前号に関する調査及び研究を行うこと。

（削る）

三　情報通信システムを利用した災害、防災に資する地理調査等に関する成果及び資料の検索及び提供に関すること。

四　（略）

（防災地理課の所掌事務）

第五十七条の二　防災地理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　災害の防止に資する地図等及びその数値化情報の収集及び処理に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　地理調査を行うこと（環境地理課の所掌に属するものを除く。）。

三　災害の防止に資する地理に関する研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

四　災害の防止に資する地理に関する調査図及び局地図の作成に関すること。

五　災害の防止に資する沿岸海域基礎調査に関すること。

六　第二号に掲げる調査に関する研究（地理地殻活動研究センター及び環境地理課の所掌に属するものを除く。）及び前号に掲げる調査に関する研究（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）を行うこと。

七　第一号に関する調査及び研究を行うこと。

八　第二号及び第五号に掲げる調査に関する機械器具の開発、改良及び研究を行うこと。

九　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、測量その他の国土の管理に係るものに関すること（災害の防止に資する地理調査に関連するものに限る。）。

十　情報通信システムを利用した災害、防災に関する地理調査等に関する成果及び資料の検索及び提供に関すること。

十一　（略）

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。